

○小田原市情報公開条例

平成14年12月25日条例第32号

改正

平成16年12月24日条例第25号

平成19年9月26日条例第29号

平成25年3月1日条例第1号

小田原市情報公開条例

目次

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 公文書の公開（第6条～第16条）

第3章 異議申立て（第17条～第23条）

第4章 会議の公開（第24条）

第5章 情報公開の総合的な推進（第25条～第28条）

第6章 雑則（第29条～第31条）

第7章 罰則（第32条）

附則

第4章 会議の公開

第24条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに準ずるもの（以下「審議会等」という。）の会議は、公開する。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- （1） 他の法令等により特別の定めがあるとき。
- （2） 非公開情報について審議、審査、調査等をするとき。
- （3） 公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会等が全部又は一部を公開しないこととしたとき。